

平成 29 年 9 月

# 平成30年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 前原明弘



# 最重点要望事項

## 【消費税】

- 消費税の単一税率を維持すること。  
〔要望事項8〕 6頁参照
- 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。  
〔要望事項9〕 6頁参照

## 【中小法人税制】

- 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。  
〔要望事項5〕 4頁参照
- 事業税の外形標準課税は中小法人に適用しないこと。  
〔要望事項6〕 4頁参照

## 【納税環境整備・その他】

- 個人事業者番号を導入すること。  
〔要望事項11〕 8頁参照



# 平成30年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成30年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる11項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成29年 9 月

名古屋税理士政治連盟

会長 前原明弘

# 目 次

## 税制改正に関する重点要望事項

### 【所得税】

- 1. 所得控除を整理・合理化すること。 1 頁
- 2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。 2 頁
- 3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 2 頁
- 4. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。 3 頁

### 【中小法人税制】

- ◎5. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。 4 頁
- ◎6. 事業税の外形標準課税は中小法人に適用しないこと。 4 頁

### 【法人税】

- 7. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。 5 頁

### 【消費税】

- ◎8. 消費税の単一税率を維持すること。 6 頁
- ◎9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 6 頁

### 【地方税】

- 10. 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと。 7 頁

### 【納税環境整備・その他】

- ◎11. 個人事業者番号を導入すること。 8 頁

# 税制改正に関する重点要望事項

## 【所得税】

### 1. 所得控除を整理・合理化すること。

#### 〔理 由〕

働き方や所得の発生形態が多様化する中、課税の公平性を維持するため所得控除等について整理・合理化すること。

#### （1）基礎控除・配偶者控除等（所得税法第83条～第86条）

最低生活費の意味合いを持つ基礎控除額に関しては、生活保護制度における生活扶助基準額などを参考にしてその金額を引き上げるべきであり、その後において関連諸制度の整理見直しをすべきである。配偶者控除の改正については、税制以外の諸要因も含めて、今後も慎重な議論が必要である。

#### （2）医療費控除（所得税法第73条）

医療費控除は、医療保険制度の充実により、その必要性は小さくなっており、廃止を含めた見直しが必要である。当面の見直しとして、担税力の減殺があった場合にのみ適用されるよう、最低限度額を総所得金額の5%とすることが適切である。

#### （3）年少扶養控除

子育て世帯を支援する観点から、児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

## 2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。

(所得税法第28条第3項)

### [理 由]

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別途の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。給与所得控除については、数次の税制改正により上限が引き下げられ、役員給与を特段に区別する理由は薄れている。むしろ、一般従業員も含め、給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

## 3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

(所得税法第69条・租税特別措置法第31条第1項、第32条第1項)

### [理 由]

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税することになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。



#### 4. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。

(所得税法第70条、第71条・租税特別措置法第37条の12の2)

##### [理 由]

純損失の繰越控除は、暦年単位で所得税の課税が行われているが事業自体は継続しているため、各年分間の所得金額と欠損金額の平準化を図り、担税力の調整をするための制度である。

平成23年度税制改正において増額更正及び減額更正並びに更正の請求期間が原則5年で統一された。また、平成27年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が9年から10年に延長されたこと並びに更正及び更正の請求の期間が10年に延長されることとなった。これらの期間と比較すると、青色申告者の繰越控除期間が3年であることは明らかに均衡を失っている。例えば、ある年分において、1,000万円の純損失が生じた場合、その後の3年間において併せて600万円の所得が発生したとしても、残った400万円は切り捨てられることになる。

したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

## 【中小法人税制】

### ◎5. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

(法人税法第57条)

#### 〔理由〕

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、控除制限により資金繰りを圧迫することとなる。業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきである。

### ◎6. 事業税の外形標準課税は中小法人に適用しないこと。

(地方税法第72条の2)

#### 〔理由〕

法人事業税の外形標準課税の課税標準である付加価値割の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が適用された場合には、その雇用の維持と創出に影響を及ぼすこととなる。また、欠損法人等の担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫することとなり、設備投資を控える要因ともなる。さらに、都市部より地方の企業に税負担が増える傾向にあり、企業の地域間格差が広がるおそれがある。したがって、中小法人の雇用確保と資金繰りの悪化を防ぐためだけでなく、地方創生の観点からも、中小法人には法人事業税の外形標準課税を適用すべきではない。

## 【法人税】

### 7. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。

#### 〔理 由〕

#### （1）役員給与（法人税法第34条）

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、恣意性のあるもの、不相当に高額なもの等損金不算入とする役員給与を明示したうえで、原則として損金の額に算入すべきである。

#### （2）退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

#### （3）貸倒引当金（法人税法第52条）

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、数%以下という実際の配当率等を参考にして現行の50%を見直す必要がある。

## 【消費税】

### ◎ 8. 消費税の単一税率を維持すること。(消費税法第29条)

#### 〔理由〕

複数税率（軽減税率）制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度を維持すべきである。

### ◎ 9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

(消費税法第9条)

#### 〔理由〕

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務を負ったりするような不合理な現象が生じる。

平成23年度税制改正をはじめとする数次の改正によってもなお、多額の課税売上高を有しながら免税事業者となる余地が一定程度残っており、根本的な解決策とはなっていない。一方で、基準期間による納税義務の判定は複雑で難解なものとなっている。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、さらに、すべての免税事業者に課税期間開始前に届

出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わなかったために、消費税の還付を受けられなくなった事例は少なくない。

こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止して、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

## 【地方税】

### 10. 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと。

(地方税法第383条)

#### 〔理 由〕

償却資産に係る固定資産税制度については、企業の設備投資の阻害要因になっていること、市町村の執行体制に不備があること、市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者に過度な事務を負擔させていること、業種間の税負担が偏在していること等の問題がある。主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも将来的には廃止を検討すべきである。

しかし、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り、同制度を廃止することは困難である。したがって、これらの問題を解決するために、償却資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる新たな税目とすること、賦課期日を法人の決算日とすること、申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること、将来的にe-TaxとeLTAXを連携又は統一することにより税額の確定方式を申告納税方式に変更するこ

となど、抜本的改革の検討をすべきである。

なお、その際には、設備投資の促進を税制で一層支援し、さらに小規模事業者の事務負担を軽減するために、免税点を300万円(現行150万円)程度に引き上げるべきである。

### 【納税環境整備・その他】

#### ◎11. 個人事業者番号を導入すること。

##### 〔理由〕

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。